

岩手県告示第565号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成23年9月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ささき薬局	下閉伊郡山田町中央町6番1号	平成23年3月11日
日の丸薬局	釜石市大渡町二丁目5番8号	〃
たかた駅前クリニック	陸前高田市高田町字馬場前138番地1	〃
つくし薬局末広店	上閉伊郡大槌町末広町6番40号	平成23年7月31日
はだ調剤薬局	奥州市水沢区羽田町駅前一丁目51番地1	〃
そうごう薬局高田店	陸前高田市気仙町字中堰46番地2	〃